

【特別加入関係】

Q 1 : 既に中小事業主等や一人親方等に特別加入している者が、除染等の作業に従事する場合、変更届の提出は必要でしょうか。

A 1 : 建設業、自動車による運搬、農業などの一人親方の者が、既に参加している特別加入区分の範囲内でのみ除染作業を行う場合は、あらかじめ「建設の一人親方」として特別加入していただく必要はありません。

ただし、業務の内容について変更があった旨の届け出が必要です。

中小企業の事業主の方も新たに除染作業に従事する場合は、業務内容の変更について届け出が必要です。

Q 2 : 建設業の一人親方として特別加入している者ですが、除染等の業務を請負うことになりましたが、どのような手続きが必要でしょうか、また、作業中にケガをした場合、労災保険が適用されるのでしょうか。

A 2 : 現在提出されている申請書等の「業務又は作業の内容」には、高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去（以下「原状回復」という。）などは含まれておりませんので、「業務又は作業の内容」に「原状回復の事業」を追加する変更の届出が必要となります。

また、この作業中に被った災害は、労災保険による補償の対象となります。

※ 特別加入をしていない者については、Q 4（A 4）を参照してください。

Q 3 : 建設業以外の一人親方（林業、農業、自動車等）の特別加入者が除染等の業務に従事する場合、どのような手続きが必要ですか。

A 3 : 既に参加している特別加入区分の範囲内でのみ除染作業を行う場合は、新たに「建設の一人親方」として特別加入していただく必要はありませんが、業務の内容について「除染の事業」を追加する旨の変更届の提出が必要です。

Q 4 : 原状回復の事業を一人で請負いましたが、労災保険に加入する方法を教えてください。

A 4 : 原状回復の事業を行う者については、建設業者以外の者であっても特別加入する

ことができます。

なお、特別加入をするためには、政府が承認した団体を通じて特別加入の手続きをすることになります。加入手続きの詳細については、福島労働局労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

Q 5 : 建設の態様（足場を組む、ゴンドラを使用する等の高所作業、バックホー、ブルドーザー等の重機を使用する作業）による除染作業に、建設事業としての特別加入済の中小事業主が、下請けとして労働者と共に作業に従事した場合の労災保険の適用はどうなるのでしょうか。

A 5 : 中小事業主が既に建設事業としての特別加入者として承認されている時は、新たに特別加入の手続きは必要ありません。

ただし、加入承認されている作業内容と異なることから、事前に「除染の事業」を追加する旨の変更届の提出が必要となります。

Q 6 : 建設の態様（Q 5 参照）による除染作業に、建設事業以外での特別加入承認済の中小事業主が従事し、ケガをした時の労災保険の給付について教えてください。

A 6 : 新たに建設事業としての特別加入をしないとケガをした場合に労災保険の給付は受けられません。

Q 7 : 「建設事業以外の事業」として適用される除染作業に、中小事業主等の特別加入をしている者が労働者と共に従事したときにケガをした場合、労災保険から給付されるのでしょうか。

A 7 : 建設事業以外の中小事業主等として加入している場合は、加入している特別加入者として労災保険から給付が受けられますので、新たな加入手続きは必要ありません。

なお、除染作業は、現在加入している業務内容と異なりますので変更届の提出が必要となります。

建設事業の中小事業主等として加入している場合は、労災保険の給付は受けられません。

しかし、他に加入している建設事業以外（例えば「建設の事務所等」）があれば、その事業からの出張作業として労災保険の給付が受けられます。この場合も、変更届の提出が必要となります。加えて、除染作業が主たる事業となれば業種変更の手続きが必要です。

〔例：その他の各種事業（94）⇒清掃事業（91）〕

Q 8 : 特別加入団体ですが、組合員が除染作業を行うことになりました。何か手続きが必要でしょうか。

A 8 : 除染作業を行う組合員について、「業務又は作業の内容」に「原状回復の事業」又は「除染の事業」を追加する変更届の提出が必要となります。

また、災害防止規定に関して線量管理や被ばく低減の措置についての項目を追加する必要があります。

※ 「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成23年12月22日付け基発1222第6号。)を参考にしてください。

【労災保険の請求手続き関係】

Q9：当社は、建設業を営んでおりますが、今回従業員を除染作業の見積りのために出張させたところ、現地の道路の段差につまづき足首を骨折してしまいました。どの事業の労災保険が適用されますか。

A9：除染作業の見積りのための出張中の災害ですので、出張作業として、貴社で加入している建設の事務所の労災保険から給付されます。

Q10：除染作業中に労働者がケガをしてしまいました。労災の請求書はどこの監督署に提出すればよいのでしょうか。

A10： 労災保険の請求書は、加入している労働保険番号により異なります。
単独有期事業「80万台の労働保険番号」で加入している場合は、作業現場を管轄している監督署へ請求書を提出することになります。
一括有期事業「60万台の労働保険番号」で加入している場合は、60万台の労働保険番号を管轄する監督署へ請求書を提出することになります。
また、一般継続事業（清掃事業等）で加入している場合は、事業場を管轄する監督署へ請求書を提出することになります。